

申告対象となる主な償却資産（業種別）

業種	償却資産の具体例
各業種共通	外構工事（駐車場舗装、門、塀など）、受変電設備、緑化施設、看板、広告塔、外灯、監視制御装置、ロッカー、エアコン、テレビ、パソコン、コピー機、レジスター、金庫 など
事務所	駐車場舗装（アスファルト、コンクリート）、看板、応接セット、ロッカー、エアコン、テレビ、パソコン、コピー、金庫 など
小売業	陳列ケース、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、レジスター など
喫茶店・飲食店	接客用テーブル・イス、カウンター、厨房設備、室内装飾品、冷蔵庫、冷凍庫、食器洗浄機、電子レンジ など
製パン・製菓業	窯、オーブン、スライサー、あん練機、ミキサー など
工場・作業所	受変電設備、旋盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、貯水設備、など
建設業	大型特殊自動車、ブロックゲージ、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター など
印刷業	各種印刷機、製版機、裁断機 など
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、タオル蒸し器、サインポール など
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備、ミシンなど
病院・診療所	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、脳波測定器、CT装置、MRI装置、各種検査機器）、各種事務機器、待合室用椅子 など
旅館・ホテル業	客室備品、ガスレンジなどの厨房設備、自動食器洗浄機、洗濯設備、調光設備、ステレオ、カラオケセット、自家発電設備 など
貸駐車場	駐車装置、アスファルト舗装、フェンス、照明等電気設備、料金計算装置 など
不動産賃貸業 （アパート、貸家、 貸店舗など）	外構工事（駐車場舗装、門、塀、フェンスなど）、屋外給排水設備、緑化施設、自転車置き場 など
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量機、地下タンク、リフト、独立キャノピー、照明設備 など
自動車整備業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、タイヤチェンジャー、コンプレッサー、ジャッキ、溶接機、構内舗装 など
パチンコ店・ゲームセンター	パチンコ台、パチスロ台、両替機、玉貸し機、還元機、島設備、看板、ネオンサイン など

業種	償却資産の具体例
カラオケ店	カラオケセット、接客用家具、駐車場設備、照明設備 など
ゴルフ練習場	フェンス、ネット設備、芝刈機、ボール洗浄機、ボール自動貸出機、集球設備、照明設備、レジスター など
農業	農業につきましては下記の別表 農業の償却資産をご覧ください。
漁業	漁船、角船、漁船エンジン、レーダー、サイドスラスター、油圧クレーン、攪拌機、沖しぼり機、GPS、巻上機、漁網、いけす、ユニッククレーン など
太陽光発電事業	太陽光パネル、架台、接続ユニット、パワーコンディショナー、フェンス、アスファルト舗装 など

別表 農業の償却資産

名称	名称	名称	名称
第1種 構築物			
堆肥場・堆肥舎	尿溜	パドック	バンカーサイロ
ビニールハウス	フリーストール	牧柵（金属製）	牧柵（木製）
第2種 機械 及び 装置			
アンローダー	移植機	乾燥機	グレンドリル
コンバイン★	ショベルローダー★	ストローチョッパー	ストーンピーカー★
スプレーヤー （牽引式・マウント式）	スプレーヤー （自走式）★	洗浄機	タイヤショベル★
チョッパー	テッター	テラー	デガー
電牧機	トラクター★	トレンチャー	ハーベスター （牽引式）
ハーベスター （自走式）★	発電機	パワーショベル★	バックホー
バルククーラー	バンクリーナー	ビーンスレッシャー	ビートタッパー
ビニール巻取機	ブロードキャスト	プランター	フォーレイジブレイ
ブルドーザー★	フロントローダー	ヘイドライダー	ベルトコンベヤー
ペーラー	ホイールローダー★	ホッパー	ポンプ
米選機	マニュアルスプレッダ★	マルチャー	ミキシングフィーダー
ミルクカー・パイプライン	糞摺機	モアー	モアコンディショナー
ライムソワー	ラッピングマシーン	レーキ	

第5種 車両 及び 運搬具			
フォークリフト★			
第6種 工具・器具 及び 備品			
カルチベーター	大型コンテナ (長さ6m以上)	コンテナ (金属製)	コンベア
サブソイラー	培土機	パイプ (金属製)	パイプ (木製)
排土板 (金属製)	排土板 (木製)	ハロー	パンブローカー
プラウ	ロータリ (カルチ)		

(★) …大型特殊自動車のみ申告対象

※この表以外の農業用資産を所有している場合も申告をお願いします。

※小型特殊自動車（トラクター、コンバインなど）は軽自動車税の対象のため申告不要です。小城市でナンバーの登録をされていない方は速やかに登録をしてください。なお、下記の区別に記載される要件に該当すれば、トラクター・コンバインも大型特殊自動車になり申告が必要となります。

◎大型特殊自動車と小型特殊自動車の区別

特殊自動車とは、特殊な用途のために特殊な形状構造をした自動車のことをいいます。一般的には、作業機を取り付けた車両で、走行や運搬よりもその作業機を使うことが目的の自動車のことをいい、大型特殊と小型特殊に分類されます。大型特殊自動車は、分類番号が『0、00 から 09 及び 000 から 099』または『9、90 及び 900 から 999』の車両です。

次にあげる要件を1つでも満たす場合は大型特殊自動車となりますので、償却資産の申告が必要です。

①一般用・建設用（例：ショベルローダ、タイヤローラなど）

- ・車両の長さが4.70mを超えるもの
- ・車両の幅が1.70mを超えるもの
- ・車両の高さが2.80mを超えるもの
- ・最高速度が毎時15kmより速いもの

②最高速度が毎時35km以上の農耕作業用（例：トラクター、コンバインなど）

（大きさの要件はなく最高速度で分類されます。）

※小型特殊自動車は、軽自動車税の対象となるため償却資産の申告は必要ありません。

小型特殊自動車をお持ちで、まだナンバーをつけられていない方は車両の登録が必要ですので、小城市役所税務課までご連絡ください。